産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険税が免除されます!

対象となる方・受付期間

・令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。

妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含みます)

・出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

・その年度に収める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月 から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が 減額されます。

単胎の方	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
							· -
多胎の方	3 ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後

産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。

産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

・令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額 されます。

R 5年8月 9月 10月	11月 出産予定月	12 月	R 6年1月	2月
---------------	--------------	------	--------	----

令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月 より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

・保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付(返金)されます。

届出に必要な書類

軽減届出書

本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)

母子健康手帳など

出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

曽於市役所 税務課 市民税係 0986 - 76 - 8804